附属書Ⅱ

第六条の規定に関し、自国の法令によりこの協定に基づく共助の請求の申立てを行う権限を有する当局は、次の当局とする。

アイルランド　検察庁長官

イタリア共和国

検察官

検事正、検事正補、軍事検事正、軍事検事正補、検事総長、検事総長補、軍事検事総長及び軍事検事総長補

裁判官

治安判事、捜査判事、予備聴聞判事、通常裁判所、軍事裁判所、巡回裁判所、控訴裁判所、控訴巡回裁判所、控訴軍事裁判所及び破棄院

エストニア共和国　裁判官及び検察官

オーストリア共和国　裁判所及び検察官

オランダ王国　法の運用に責任を有する司法機関の職員、予審治安判事及び検察庁の職員

キプロス共和国　司法長官、国家警察長官、関税・間接税局長官、資金洗浄対策室（ＭＯＫＡＳ）室員並びにキプロス共和国において調査及び起訴を行う権限を有するその他の当局又は者

ギリシャ共和国　控訴院検察庁

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国　裁判所及び検察官

クロアチア共和国　国際共助の実施に関する特別の法令により指定された裁判所及び国家検察庁並びにクロアチアの法令の下で罰金刑を科し得る犯罪について軽罪手続を行う行政当局

スウェーデン王国　裁判所、検察官及び執行庁並びに文書の送達に関する請求についてストックホルム県行政庁

スペイン王国　刑事法廷の治安判事及び裁判官並びに検察官

スロバキア共和国　裁判官及び検察官

スロベニア共和国　地区裁判所裁判官、捜査判事、地方裁判所裁判官、高等裁判所裁判官、最高裁判所裁判官、憲法裁判所裁判官、地方検察官、高等検察官及び最高検察官

チェコ共和国　チェコ共和国の検察官及び裁判所

デンマーク王国　地方裁判所、高等裁判所及び公訴関係機関（法務省、検察庁長官、検察官及び警察本部長を含む。）

ドイツ連邦共和国　連邦司法・消費者保護省、連邦通常裁判所（カールスルーエ）、連邦通常裁判所検事総長（カールスルーエ）、連邦司法庁、バーデン・ヴュルテンベルク州司法省（シュトゥットガルト）、バイエルン州司法省（ミュンヘン）、司法・消費者保護省（ベルリン）、ブランデンブルク州司法・欧州・消費者保護省（ポツダム）、司法・憲法省（ブレーメン）、自由ハンザ都市ハンブルク司法省（ハンブルク）、ヘッセン州司法省（ヴィースバーデン）、メクレンブルク・フォアポンメルン州司法省（シュヴェリン）、ニーダーザクセン州司法省（ハノーバー）、ノルトライン・ヴェストファーレン州司法省（デュッセルドルフ）、ラインラント・プファルツ州司法・消費者保護省（マインツ）、ザールラント州司法省（ザールブリュッケン）、ザクセン州司法省（ドレスデン）、ザクセン・アンハルト州司法・男女平等省（マクデブルク）、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州司法・文化・欧州問題省（キール）、テューリンゲン州移住・司法・消費者保護省（エアフルト）、上級地方裁判所、地方裁判所、区裁判所、上級地方裁判所検事長、地方裁判所検事正、国家社会主義犯罪捜査のための司法行政州中央事務局（ルートヴィヒスブルク）、連邦刑事庁及びドイツ税関捜査局中央事務局

ハンガリー　検察庁及び裁判所

フィンランド共和国　法務省、第一審裁判所、控訴裁判所、最高裁判所、検察官、警察当局、税関当局及び予備刑事捜査法の下で刑事手続における予備刑事捜査当局の資格を有する国境警備官

フランス共和国　刑事裁判所の院長、所長、裁判長及び裁判官、刑事裁判所の予審判事並びに刑事裁判所の検察官（破棄院検事総長、控訴院検事長、破棄院検察官、控訴院検察官、大審裁判所検事正、大審裁判所次席検事、大審裁判所検察官、国家財政金融検事局財政金融検事正、財政金融次席検事、財政金融検察官及び違警罪裁判所検察官）

ブルガリア共和国

公判前の刑事事件　ブルガリア共和国最高破棄検察庁

公判段階の刑事事件　ブルガリア共和国裁判所

ベルギー王国　司法当局（法の運用に責任を有する司法機関の職員、予審治安判事及び検察庁の職員を意味するものと了解する。）

ポーランド共和国　検察官及び裁判所

ポルトガル共和国　検察庁（捜査段階）、捜査判事及び公判裁判官

マルタ共和国　治安判事裁判所、少年裁判所、刑事裁判所、刑事控訴裁判所、司法長官、司法副長官、司法長官庁法務官及び治安判事

ラトビア共和国　捜査官、検察官及び裁判官

リトアニア共和国　裁判官及び検察官

ルーマニア　裁判所及び裁判所検察部

ルクセンブルク大公国　司法当局（法の運用に責任を有する司法機関の職員、予審治安判事及び検察庁の職員を意味するものと了解する。）

日本国　裁判所、裁判長、裁判官、検察官、検察事務官及び司法警察職員

附属書Ⅲ

第九条の規定に関し、加盟国及び日本国は、次の言語を受け入れる。

アイルランド　全ての場合においてアイルランド語及び英語

イタリア共和国　全ての場合においてイタリア語及び緊急の場合において英語

エストニア共和国　全ての場合においてエストニア語及び英語

オーストリア共和国　全ての場合においてドイツ語及び緊急の場合において英語

オランダ王国　全ての場合においてオランダ語及び緊急の場合において英語

キプロス共和国　全ての場合においてギリシャ語及び英語

ギリシャ共和国　全ての場合においてギリシャ語及び緊急の場合において英語

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国　全ての場合において英語

クロアチア共和国　全ての場合においてクロアチア語及び緊急の場合において英語

スウェーデン王国　全ての場合においてスウェーデン語、デンマーク語及びノルウェー語。ただし、請求を取り扱う当局が個々の事案において別の言語を認める場合を除く。

スペイン王国　全ての場合においてスペイン語

スロバキア共和国　全ての場合においてスロバキア語

スロベニア共和国　全ての場合においてスロベニア語及び緊急の場合において英語

チェコ共和国　全ての場合においてチェコ語及び緊急の場合において英語

デンマーク王国　全ての場合においてデンマーク語及び緊急の場合において英語

ドイツ連邦共和国　全ての場合においてドイツ語及び緊急の場合において英語

ハンガリー　全ての場合においてハンガリー語及び緊急の場合において英語

フィンランド共和国　全ての場合においてフィンランド語、スウェーデン語及び英語

フランス共和国　全ての場合においてフランス語

ブルガリア共和国　全ての場合においてブルガリア語及び緊急の場合において英語

ベルギー王国　全ての場合においてオランダ語、フランス語及びドイツ語並びに緊急の場合において英語

ポーランド共和国　全ての場合においてポーランド語

ポルトガル共和国　全ての場合においてポルトガル語並びに緊急の場合において英語及びフランス語

マルタ共和国　全ての場合においてマルタ語

ラトビア共和国　全ての場合においてラトビア語及び緊急の場合において英語

リトアニア共和国　全ての場合においてリトアニア語及び緊急の場合において英語